

老高発 0531 第 4 号
平成 25 年 5 月 31 日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部（局）長、殿



厚生労働省老健局高齢者支援課長

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第4回）等の実施について」（平成24年10月23日付け厚生労働省高齢者支援課事務連絡）について、別添1のとおりとりまとめたので情報提供する。

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要とされているなかで、高齢者向け住まいの適切な確保に当たっては、有料老人ホームの適確な把握や指導が必須であると考えるが、今回の調査結果を踏まえると、一層の指導の強化が必要であると考えられるため、下記について、適切な取組の実施をお願いする。

なお、今後、有料老人ホームに関する指導の徹底を図るため、各地方公共団体の担当者を対象とした全国会議の開催を検討しているところであり、詳細な議題や日程については今後、改めて通知する予定であることを申し添える。

記

1. フォローアップ調査（第4回）の結果について

これまで累次にわたり有料老人ホームの届出促進、適切な指導監督を求めてきたところであるが、今回の調査結果では、有料老人ホームの届出手続が進んでいない実態が見受けられた。一方で、未届件数の増加は、各地方公共団体における実態把握が進展している結果でもあるため、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成 19 年 3 月 20 日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等を踏まえ、関係機関と連携して、今まで以上に届出促進のための取組の徹底をお願いしたい。

なお、今回は、各地方公共団体における届出促進に向けた取組み等についても調査し、その結果を別添 2 にとりまとめたので、取組みを進めるにあたり参照願いたい。

今後の未届施設の届出や指導等の状況については、本年 10 月を目途に第5回フォロ

一アップを行う予定としている。様式等については別途通知する予定である。

関係部局や市区町村との連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくようお願いする。

2. 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

今回の調査結果では、老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づく前払金の保全措置が義務付けられている施設のうち、保全措置が講じられていない施設が多数存在し、法令遵守が図られていない実態が確認された。こうした違法な有料老人ホームが多数存在していることは大変遺憾であり、有料老人ホームの市場全体の信頼を揺るがしかねない事態である。

有料老人ホームの入居者を保護する観点から、貴団体においては、有料老人ホームの事業者に対して、以下の①及び②に係る指導を徹底していただきたい。

- ① 前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることをから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講ずる必要があることを、貴団体管内の有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。
- ② 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法第 29 条第 9 項に基づく検査、同条第 11 項に基づく改善命令等、速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第 39 条及び第 40 条に基づく罰則に基づく罰則を適用すること。

特に②に関しては、今回の調査結果において、保全措置を講じていない施設に対し、指導を行った件数が違法な有料老人ホーム件数の半分以下に留まっていることから、指導を実施していない団体においては、取組の徹底をお願いしたい。

(参照条文)

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

第 29 条

7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第 4 項から第 8 項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ぜることができる。

第39条 第18条の2第1項又は第29条第11項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第29条第9項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3. 有料老人ホームの取扱について

平成25年1月18日、群馬県渋川市にある「静養ホームたまゆら」で発生した火災事故に関して、前橋地方裁判所により、事業関係者に対する判決がなされた。判決文では、「静養ホームたまゆら」については、65歳以上の者が圧倒的に多く入居していて、介護等の供与を受けており、募集も高齢者を主な対象としていたため、有料老人ホームとして行政指導や消防法令上の規制を受けるべき実態を十分に備えていたものと認められるとの判断が示されたところである。

有料老人ホームの実態把握に関して、厚生労働省としての考え方を、別添3のとおり整理したので、未届有料老人ホームに対する指導を行うにあたって参考とされたい。

4. 有料老人ホームにおける防火安全対策の徹底及び点検について

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームで、入居者5名が死亡する火災事故が発生した。

有料老人ホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通知体制の確保等について、下記の【点検事項】について留意の上、再点検を行い、防火安全体制に万全を期すよう、管内市町村及び事業者への周知徹底をお願いする。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、スプリンクラー設備の設置が義務とされていない275m²未満の有料老人ホームについても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用することができる（別添4）ため、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

1. 緊急時の対応について

【点検事項】

- ① 事故・災害に関する具体的計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。）の策定状況
- ② 定期的な避難訓練の実施状況
- ③ 事故発生時の関係機関への連絡体制

【参考】有料老人ホームの設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付老発第0718003号)

6 施設の管理・運営

(3) 緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

2. 消防法その他の法令等に規定された設備

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況(スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置、消火器など)
- ② 緊急通報装置の設置状況

【参考】有料老人ホームの設置運営標準指導指針

4 規模及び構造設備

- (2) 建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。

また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。

以 上

平成 25 年 5 月 31 日
厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第4回）結果

平成 24 年 10 月 23 日付け通知（「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第4回）の実施について」）に基づき、平成 24 年 10 月 31 日時点で有料老人ホームに該当した施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、自治体から報告があった件数等は以下のとおり。

1. 未届の有料老人ホームに該当した施設の届出に係る指導状況について

() は割合

	施設数
平成 23 年 10 月 31 日時点において未届だった有料老人ホーム（※1）数	259 件 (100.0%)
有料老人ホーム非該当等（※2）	23 件 (8.9%)
平成 24 年 10 月 31 日までに届出済	78 件 (30.1%)
平成 24 年 10 月 31 日時点未届（1年間で改善されなかったもの）	158 件 (61.0%)

※1 「有料老人ホーム」には、実態把握中だったものを含む。

※2 「有料老人ホーム非該当等」と判断されたものは、前回調査後の実態把握の結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など

2. 有料老人ホームの届出状況について

(1) 各調査期間内における届出状況（フロー）

	第1回調査 H21.5.1 ～H21.10.31	第2回調査 H21.11.1 ～H22.10.31	第3回調査 H22.11.1 ～H23.10.31	第4回調査 H23.11.1 ～H24.10.31
①有料老人ホーム数	782 件	913 件	1,103 件	1,382 件
②届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件
③未届施設数	163 件	59 件	95 件	245 件
④届出率（②／①）	79.2%	93.5%	91.4%	82.3%
⑤未届率（③／①）	20.8%	6.5%	8.6%	17.7%

(2) 各調査時点における届出状況（ストック）

	第1回調査 H21.10.31 時点	第2回調査 H22.10.31 時点	第3回調査 H23.10.31 時点	第4回調査 H24.10.31 時点
①有料老人ホーム数	5,253 件	5,966 件	6,985 件	8,266 件
②届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件
③未届施設数	389 件	248 件	259 件	403 件
④届出率（②／①）	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%
⑤未届率（③／①）	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%

3. 有料老人ホームにおける入居者処遇等に係る指導状況について

	施設数	届出に関する指導	入居者の処遇に係る指導
①平成 23 年 10 月 31 日時点において未届だった有料老人ホーム数 (非該当と判断したものを除く。)	236 件	202 件	95 件
②平成 24 年 10 月 31 日までに届出済	78 件	72 件	52 件
③平成 24 年 10 月 31 日時点で未届	158 件	130 件	43 件
④平成 23 年 11 月 1 日以降新たに把握した未届有料老人ホーム数	245 件	145 件	18 件
⑤届出済有料老人ホーム数 (②を除く)	7,785 件	一 件	905 件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するよう指導 (26 自治体)
〔宮城県、栃木県、群馬県、高崎市、東京都、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、名古屋市、豊田市、大阪府、豊中市、兵庫県、島根県、香川県、高松市、北九州市、熊本県、沖縄県〕
- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーを確保するよう指導 (20 自治体)
〔岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、前橋市、埼玉県、東京都、横須賀市、福井県、愛知県、名古屋市、豊中市、和歌山県、岡山市、下関市、香川県、愛媛県、北九州市、熊本県、沖縄県〕
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導 (17 自治体)
〔茨城県、栃木県、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、新潟県、福井県、岐阜県、名古屋市、鳥取県、広島県、下関市、沖縄県〕
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導 (15 自治体)
〔宇都宮市、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、東京都、愛知県、名古屋市、豊田市、香川県、高松市、久留米市、熊本県、大分市、沖縄県〕
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導 (10 自治体)
〔群馬県、前橋市、埼玉県、東京都、神奈川県、相模原市、福井県、岐阜県、名古屋市、沖縄県〕 等

※ () 内の数字は指導した自治体数

4. 前払金の保全措置が義務づけられている施設の保全措置の状況について

	施設数
平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	6,315件
(うち)前払金を徴収している施設数	1,237件
(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	1,024件
(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	416件
(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	25件
(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	9件
(ニ)信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	217件
(ホ)民法34条により設立された法人との間の保全のための契約で上記(イ)から(ニ)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの ※(ヘ)に該当するものを除く	1件
(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者基金	356件
(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	213件

※1 老人福祉法第29条第7項の規定により、同日以後に事業を開始した有料老人ホームについては、前払金の保全措置を講じる必要がある。

※2 未届有料老人ホームについては、実態が把握できたものを含む。

(参考) 前払金の保全措置が義務づけられていない施設の保全措置の状況について

	施設数
平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホーム数	1,915件
(うち)前払金を徴収している施設数	1,050件
(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	408件
(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	642件

未届有料老人ホームに対する取組み等について

別添2

1. 未届の有料老人ホームに対する取組み

(平成24年10月 厚生労働省調べ)

- ・関係部局(介護保険担当、権利擁護担当、NPO法人担当)との連携
- ・県内の県、指定都市、中核市の担当者間で意見交換会を開催
- ・併設する介護保険事業所の実地指導時にあわせて現地確認
- ・未届有料老人ホームに対する届出指導要領等を整備
- ・高齢者住宅実態調査事業(緊急雇用創出事業)による、高齢者向け住宅に関する情報収集等

2. 有料老人ホームに対する罰則の適用

(1) 罰則適用の実例（老人福祉法第40条第1項第1号及び第2号の規定による罰則）

- ・該当自治体なし

(2) 罰則適用をしない理由について

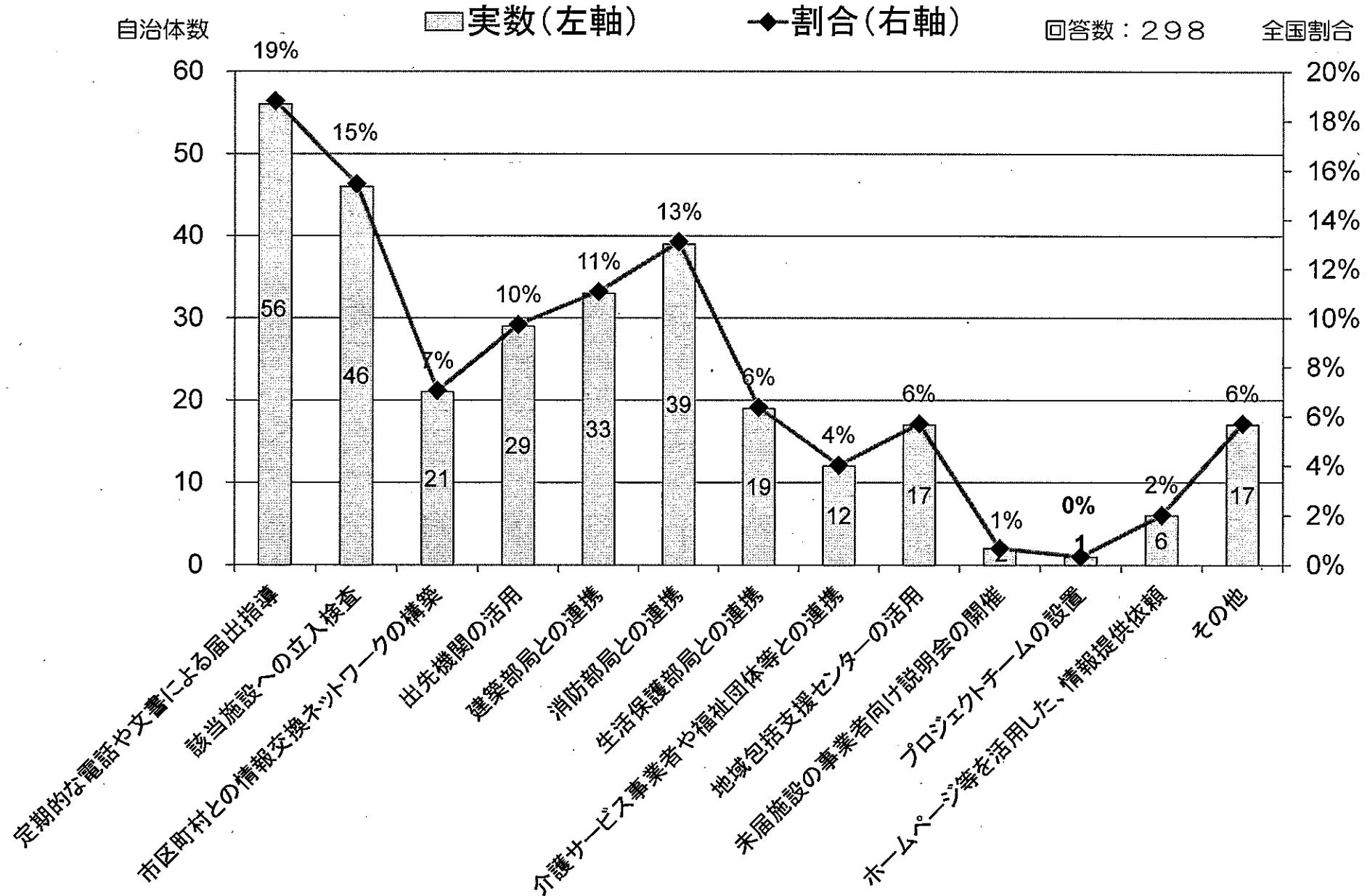
- ・罰則適用に至るだけの事実認定が困難であるため。
- ・罰則を適用した後の入居者の安全確保の手段がないため。
- ・罰金30万円支払わせた後に打つ手がないため。
- ・未届以外は運営上において重大な不適切行為が見られないため。

未届であっても「有料老人ホーム」であることは違ひはないため、罰則の適用も可能

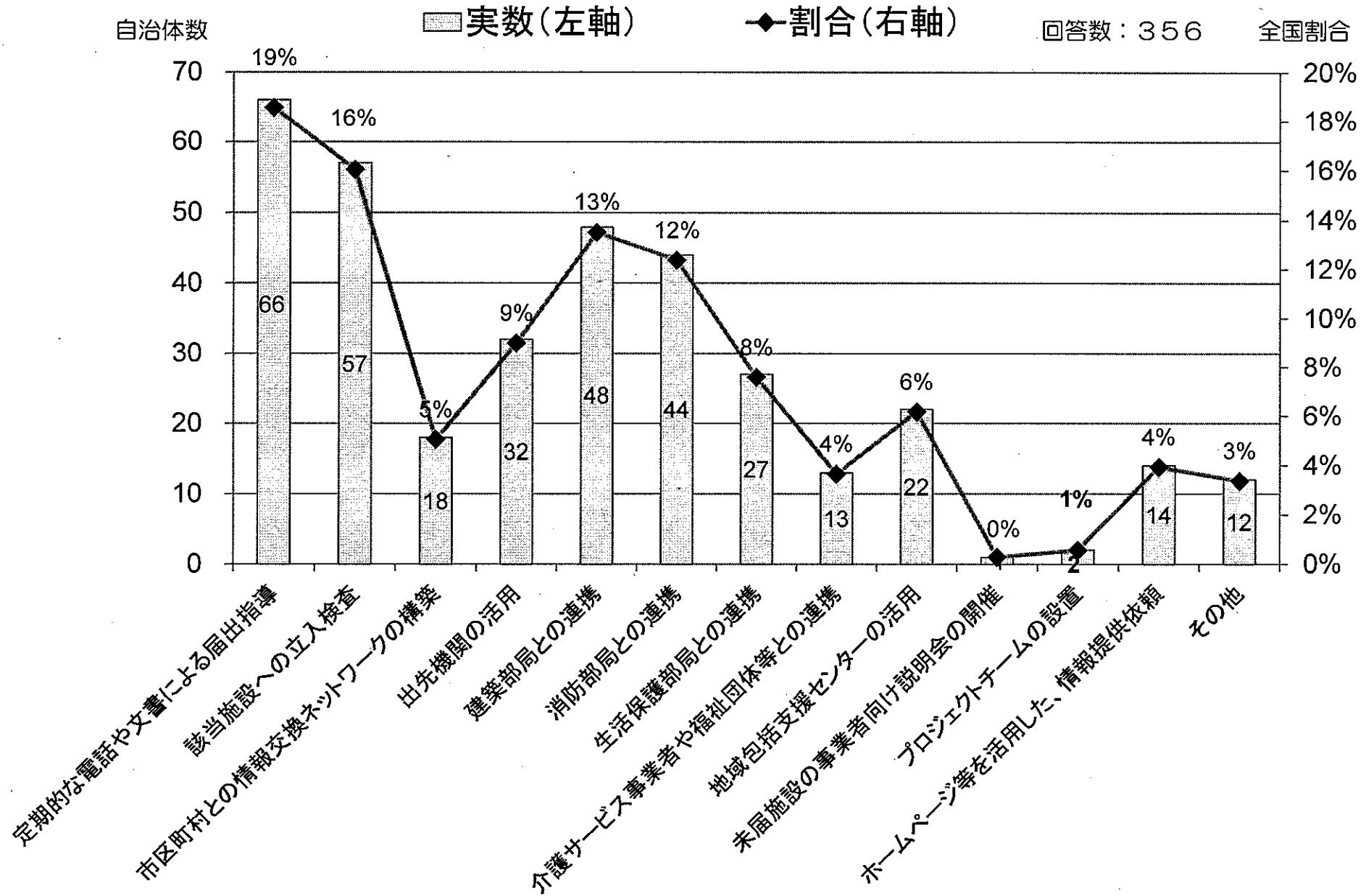
- ・届出の有無を問わず、罰則の適用は可能。
- ・罰則の適用もありえることを、事業者側に認識してもらうことが大切。

抑止効果の期待

未届の有料老人ホームに対する届出促進として講じた取組



未届の有料老人ホームに対する今後予定している取組



有料老人ホームの定義について

1. 総則

- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。
- 従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。
- また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、地方公共団体において受付を拒否することについては、原則として裁量の余地はない。
- なお、有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないため、共同住宅や寄宿舎のように複数の者が入居する施設で、老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、老人が 1 人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱うこととなる。

2. サービスの提供

- 有料老人ホームにおいては、設置者が自ら介護等サービス提供する場合と、外部の者が設置者の委託を受けて介護等サービスを提供する場合とで、本質的な相違はないことから、老人福祉法第 29 条第 1 項において、委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホーム事業に該当することを明確化している。
- しかしながら、同項の規定は、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がない場合を一律に排除しているものではない。介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解するものである。
- 従って、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居等サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業については、有料老人ホーム事業として取り扱って差し支えない。
- なお、老人福祉法の適用を逃れることを企図し、意図的に入居サービスに係る契約と介護等サービスに係る契約を分離させている場合で客観的に有料老人ホームと判断できない場合であっても、介護等サービスの提供に際しては、入居者に対する不適切な処遇や虐待が行われる可能性も懸念されることから、必要に応じて、入居サービス提供者を高齢者虐待防止法第 2 条第 2 号に規定する「養護者」として適用し、適宜、立入調査等を実施することが可能である。

特に、居宅サービスが提供されている場合にあっては、介護保険法第76条第1項の規定に基づき、立入検査等を実施することも可能である。

3. 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（ガイドライン）との関係

- 老人福祉法においては、有料老人ホームを対象とした設備基準や運営基準を定めていない。しかしながら、一定の質を確保した有料老人ホームの提供に向けた地方公共団体の取組を支援するため、厚生労働省においては、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付・老発第0718003号。以下「ガイドライン」という。）」において、居室面積や廊下幅等の基準を示しているところである。
- 一方で、近年においては、主に低所得・低資産者を対象とするため、既存ストックを活用した有料老人ホーム事業も見受けられるが、ガイドラインへの適合が困難であるために都道府県知事等への届出を行うことができず、いわゆる未届有料老人ホームとなっている事例もあるものと想定される。
- 有料老人ホームを対象とした法令上の規制の内容が届出規定に限られていることの趣旨は、事業者の創意工夫を尊重し、高齢者の多様なニーズに応じた住まいを作りやすくするとともに、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることを踏まえて、あらかじめ行政との連携体制を構築しておくためのものである。
- 有料老人ホームにおける居住の質を確保するためには、ガイドラインへの適合がひとつの目安となるところである。その一方で、福祉的観点から低所得・低資産者を対象とした低廉な家賃の住まいを提供しようとする事業者にとって、ガイドラインへの適合を画一的に求めるることは、事業者による有料老人ホームの届出意志を削ぐばかりでなく、結果として、行政との連携が困難な未届有料老人ホームを増加させることにもつながりかねず、入居している高齢者に対する不適切な処遇や虐待などが行われた場合の発見が遅れる可能性も生じる。
- 従って、まずは行政との連携体制を確保する観点から、既存建築物等の転用による有料老人ホーム事業については、都道府県等において定める基準の緩和や段階的な基準への適合を認めるなど、柔軟な対応についてもご検討いただきたい。なお、現行のガイドライン「4 規模及び構造設備」(8)においても、「既存の建物を転用して開設される有料老人ホーム」について、居室面積基準等の緩和規定を定めているところである。

老人関係施設における防火安全設備の整備について

別添4

介護関連施設等におけるスプリンクラー等の防火安全設備の整備に要する費用を助成。

スプリンクラー等の整備支援内容

施設種別	助成単価	現在の支援策
特別養護老人ホーム及び老人保健施設		
認知症高齢者グループホーム	○スプリンクラー設備 ・1,000m ² 以上 (17千円／m ²) ・0～1,000m ² 未満 (9千円／m ²)	○介護基盤緊急整備等臨時特例基金 ・平成21年度に各都道府県に設置 ・実施期限は平成25年度末まで
軽費老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		
養護老人ホーム	○自動火災報知設備(※) 1,000千円／1施設	
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	○消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円／1施設	
小規模多機能型居宅介護事業所		
老人短期入所施設		

(※) 「自動火災報知設備」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」に係る支援については、「認知症高齢者グループホーム」及び「小規模多機能型居宅介護事業所」を対象

事業規模 **470億円** (平成21年度補正：283億円、平成22年度予備費：137億円、平成24年度予備費：50億円)
(参考) 基金全体：3,771億円

(参考)
スプリンクラー等設置基準

※ 平成24年3月末までは経過措置期間とされており、平成23年度中に設置することが必要。

	スプリンクラー		自動火災報知設備	消防機関へ通報する火災報知設備
	延べ面積	建物の構造等		
平成21年3月まで	1,000m ² 以上	平屋建て以外	300m ² 以上	500m ² 以上
平成21年4月～	275m ² 以上	全て	全て	全て

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		未届有料老人ホームに対する指導状況								平成23年11月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数	
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム設数	未届有料老人ホーム数									
			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	平成24年10月31日まで届出済	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	平成24年10月31日時点未届	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数		
1 北海道内	280	30	0	-	0	-	-	0	-	-	30	
北海道	107	4	0	-	0	-	-	0	-	-	4	
札幌市	96	20	0	-	0	-	-	0	-	-	20	
旭川市	53	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
函館市	24	6	0	-	0	-	-	0	-	-	6	
2 青森県内	219	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
青森県	147	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
青森市	72	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
3 岩手県内	123	3	3	3	0	0	-	3	3	0	0	
岩手県	78	1	1	1	0	0	-	1	1	0	0	
盛岡市	45	2	2	2	0	0	-	2	2	0	0	
4 宮城県内	102	6	2	2	0	0	-	2	2	0	4	
宮城県	51	6	2	2	0	0	-	2	2	0	4	
仙台市	51	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
5 秋田県内	63	0	1	1	0	1	1	0	0	-	0	
秋田県	47	0	1	1	0	1	1	0	0	-	0	
秋田市	16	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
6 山形県	126	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
7 福島県内	113	16	0	-	0	-	-	0	-	-	16	
福島県	55	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
郡山市	10	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
いわき市	48	16	0	-	0	-	-	0	-	-	16	
8 茨城県	70	5	7	7	2	2	1	5	5	1	0	
9 栃木県内	65	3	4	2	0	1	1	0	3	1	0	
栃木県	53	3	4	2	0	1	1	0	3	1	0	
宇都宮市	12	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
10 群馬県内	191	18	8	8	8	3	3	5	5	5	13	
群馬県	119	10	7	7	3	3	3	4	4	4	6	
前橋市	40	5	0	-	0	-	-	0	-	-	5	
高崎市	32	2	1	1	0	-	-	1	1	1	0	
11 埼玉県内	305	8	6	6	6	0	-	6	6	6	2	
埼玉県	205	8	6	6	6	0	-	6	6	6	2	
さいたま市	94	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
川越市	6	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
12 千葉県内	309	20	21	7	0	5	3	0	16	4	0	
千葉県	179	11	14	1	0	3	1	0	11	0	0	
千葉市	74	5	5	4	0	1	1	0	4	3	0	
船橋市	33	1	0	-	0	-	-	0	-	-	1	
柏市	23	3	2	2	0	1	1	0	1	1	0	
13 東京都	564	26	28	26	26	3	3	25	23	23	1	
14 神奈川県内	579	45	22	22	5	2	2	20	20	4	25	
神奈川県	220	12	13	13	3	1	1	12	12	2	0	
横浜市	186	22	4	4	0	0	-	4	4	0	18	
川崎市	113	5	2	2	1	0	-	2	2	1	3	
相模原市	31	4	1	1	1	0	-	1	1	1	3	
横須賀市	29	2	2	2	0	1	1	0	1	1	1	
15 新潟県内	92	3	0	-	0	-	-	0	-	-	3	
新潟県	55	3	0	-	0	-	-	0	-	-	3	
新潟市	37	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
16 富山県内	39	2	0	-	0	-	-	0	-	-	2	
富山県	20	2	0	-	0	-	-	0	-	-	2	
富山市	19	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
17 石川県内	62	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
石川県	27	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
金沢市	35	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
18 福井県	18	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
19 山梨県	17	3	3	1	0	0	-	3	1	0	0	
20 長野県内	168	15	0	-	0	-	-	0	-	-	15	
長野県	142	15	0	-	0	-	-	0	-	-	15	
長野市	26	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
21 岐阜県内	97	1	2	1	0	2	1	0	0	-	1	
岐阜県	74	1	1	0	0	1	0	0	0	-	1	
岐阜市	23	0	1	1	0	1	1	0	0	-	0	
22 静岡県内	156	5	6	6	2	3	3	1	3	3	2	
静岡県	101	5	6	6	2	3	3	1	3	3	2	
静岡市	27	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	
浜松市	28	0	0	-	0	-	-	0	-	-	0	

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		未届有料老人ホームに対する指導状況										平成23年11月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数		
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム設数	未届有料老人ホーム数												
			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	平成24年10月31日まで届出済		平成24年10月31日時点未届		届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数			
23 愛知県内	395	16	2	2	1	0	-	-	2	2	1	14	11	6	
愛知県	186	4	0	-	-	0	-	-	0	-	-	4	4	0	
名古屋市	177	8	1	1	0	0	-	-	1	1	0	7	7	6	
豊田市	9	1	1	1	1	0	-	-	1	1	1	0	-	-	
豊橋市	8	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
岡崎市	15	3	0	-	-	0	-	-	0	-	-	3	0	0	
24 三重県	127	7	4	4	0	1	1	0	3	3	0	4	4	0	
25 滋賀県内	16	3	0	-	-	0	-	-	0	-	-	3	3	0	
滋賀県	6	3	0	-	-	0	-	-	0	-	-	3	3	0	
大津市	10	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
26 京都府内	46	1	1	1	0	0	-	-	1	1	0	0	-	-	
京都府	11	1	1	1	0	0	-	-	1	1	0	0	-	-	
京都市	35	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
27 大阪府内	544	39	14	9	0	4	1	0	10	8	0	29	13	0	
大阪府	237	28	1	1	0	1	1	0	0	-	-	28	12	0	
大阪市	171	1	1	0	0	0	-	-	1	0	0	0	-	-	
堺市	54	8	11	8	0	3	0	0	8	8	0	0	-	-	
豊中市	32	1	0	-	-	0	-	-	0	-	-	1	1	0	
高槻市	10	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
東大阪市	40	1	1	0	0	0	-	-	1	0	0	0	-	-	
28 兵庫県内	165	13	3	3	0	0	-	-	3	3	0	10	0	0	
兵庫県	44	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
神戸市	68	4	2	2	0	0	-	-	2	2	0	2	0	0	
姫路市	12	1	1	1	0	0	-	-	1	1	0	0	-	-	
西宮市	25	8	0	-	-	0	-	-	0	-	-	8	0	0	
尼崎市	16	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
29 奈良県内	51	2	0	-	-	0	-	-	0	-	-	2	2	0	
奈良県	29	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
奈良市	22	2	0	-	-	0	-	-	0	-	-	2	2	0	
30 和歌山県内	85	18	44	44	27	31	31	27	13	13	0	5	5	0	
和歌山県	26	11	12	12	2	6	6	2	6	6	0	5	5	0	
和歌山市	59	7	32	32	25	25	25	25	7	7	0	0	-	-	
31 鳥取県	34	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
32 島根県	57	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
33 岡山県内	158	2	2	2	2	2	2	2	0	-	-	2	1	0	
岡山県	46	0	1	1	1	1	1	1	0	-	-	0	-	-	
岡山市	66	2	1	1	1	1	1	1	0	-	-	2	1	0	
倉敷市	46	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
34 広島県内	96	2	0	-	-	0	-	-	0	-	-	2	2	0	
広島県	26	1	0	-	-	0	-	-	0	-	-	1	1	0	
広島市	44	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
福山市	26	1	0	-	-	0	-	-	0	-	-	1	1	0	
35 山口県内	149	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
山口県	106	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
下関市	43	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
36 徳島県	31	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
37 香川県内	89	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
香川県	41	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
高松市	48	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
38 愛媛県内	99	18	6	3	0	0	-	-	6	3	0	12	2	0	
愛媛県	50	4	4	1	0	0	-	-	4	1	0	0	-	-	
松山市	49	14	2	2	0	0	-	-	2	2	0	12	2	0	
39 高知県内	50	3	2	2	0	1	1	0	1	1	0	2	0	0	
高知県	25	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	
高知市	25	1	1	0	0	0	-	-	1	1	0	0	-	-	
40 福岡県内	500	25	10	5	2	3	3	2	7	2	0	18	18	0	
福岡県	245	5	5	0	0	0	-	-	5	0	0	0	-	-	
北九州市	106	20	3	3	0	1	1	0	2	2	0	18	18	0	
福岡市	120	0	2	2	2	2	2	2	0	-	-	0	-	-	
久留米市	29	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
41 佐賀県	87	2	2	2	0	0	-	-	2	2	0	0	-	-	
42 長崎県内	135	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
長崎県	90	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
長崎市	45	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
43 熊本県内	282	2	0	-	-	0	-	-	0	-	-	2	2	0	
熊本県	196	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	
熊本市	86	2	0	-	-	0	-	-	0	-	-	2	2	0	

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者待遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		未届有料老人ホームに対する指導状況										平成23年11月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数				
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム設数	未届有料老人ホーム数														
			平成24年10月31日まで届出済		平成24年10月31日時点で未届		平成24年10月31日まで届出済		平成24年10月31日時点で未届								
			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数		届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数		
44 大分県内	243	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-		
大分県	134	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-		
大分市	109	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-		
45 宮崎県内	208	0	1	1	0	1	1	0	0	0	-	-	-	0	-		
宮崎県	111	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-		
宮崎市	97	0	1	1	0	1	1	0	0	0	-	-	-	0	-		
46 鹿児島県内	198	1	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	1	1		
鹿児島県	128	1	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	1	1		
鹿児島市	70	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-		
47 沖縄県	260	40	32	32	14	13	13	12	19	19	2	21	21	0	0		
合 計	7,863	403	236	202	95	78	72	52	158	130	43	245	145	18	18		

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数及び未届の有料老人ホーム数											指導件数	
	(うち)前払金を徴収している施設数												
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数												
	(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	(二)信託会社等との間ににおける、入居者を受益者とする信託契約	(六)一般財団法人又は一般社団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間ににおいて、一時金について、有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に契約を締結することであって、(イ)から(二)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの※(ヘ)に該当するものを除く	(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者基金	(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数						
1 北海道内	258	59	52	13	1	0	4	1	33	7	0		
北海道	99	17	16	4	1	0	2	1	8	1	0		
札幌市	83	33	27	7	0	0	0	0	20	6	0		
旭川市	50	6	6	2	0	0	1	0	3	0	-		
函館市	26	3	3	0	0	0	1	0	2	0	-		
2 青森県内	202	2	2	0	0	0	0	0	0	0	-		
青森県	134	1	1	1	0	0	0	0	0	0	-		
青森市	68	1	1	0	0	0	0	0	0	0	-		
3 岩手県内	100	12	3	2	0	0	1	0	0	9	7		
岩手県	59	8	0	0	0	0	0	0	0	8	6		
盛岡市	41	4	3	2	0	0	1	0	0	1	1		
4 宮城県内	82	16	9	0	1	1	5	0	2	7	1		
宮城県	54	3	1	0	0	1	0	0	0	2	1		
仙台市	28	13	8	0	1	0	5	0	2	5	0		
5 秋田県内	58	2	2	0	0	0	1	0	1	0	-		
秋田県	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
秋田市	14	2	2	0	0	0	1	0	1	0	-		
6 山形県	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
7 福島県内	122	16	5	2	0	0	2	0	1	11	0		
福島県	51	7	3	1	0	0	2	0	0	4	0		
郡山市	9	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0		
いわき市	62	7	1	0	0	0	0	0	1	6	0		
8 茨城県	41	10	10	0	0	0	4	0	6	0	-		
9 栃木県内	55	18	12	11	0	0	1	0	0	6	4		
栃木県	46	14	10	9	0	0	1	0	0	4	4		
宇都宮市	9	4	2	2	0	0	0	0	0	2	0		
10 群馬県内	174	11	11	1	0	0	5	0	5	0	-		
群馬県	103	8	8	0	0	0	3	0	5	0	-		
前橋市	44	3	3	1	0	0	2	0	0	0	-		
高崎市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
11 埼玉県内	209	83	75	32	0	0	12	0	31	8	7		
埼玉県	161	57	50	23	0	0	4	0	23	7	7		
さいたま市	44	23	23	9	0	0	7	0	7	0	-		
川越市	4	3	2	0	0	0	1	0	1	1	0		
12 千葉県内	220	95	76	23	1	1	25	0	26	19	14		
千葉県	127	55	41	14	0	0	15	0	12	14	12		
千葉市	56	24	22	6	0	0	8	0	8	2	0		
船橋市	24	10	8	1	0	0	2	0	5	2	2		
柏市	13	6	5	2	1	1	0	0	1	1	0		
13 東京都	350	246	237	111	0	3	57	0	66	9	9		
14 神奈川県内	404	193	177	43	10	2	50	0	72	16	8		
神奈川県	162	69	61	15	0	0	19	0	27	8	8		
横浜市	128	64	64	9	10	1	14	0	30	0	0		
川崎市	64	43	36	10	0	0	16	0	10	7	0		
相模原市	24	9	9	5	0	1	0	0	3	0	0		
横須賀市	26	8	7	4	0	0	1	0	2	1	0		
15 新潟県内	79	22	22	15	0	0	0	0	7	0	-		
新潟県	47	17	17	11	0	0	0	0	6	0	-		
新潟市	32	5	5	4	0	0	0	0	1	0	-		
16 富山県内	40	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
富山県	21	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
富山市	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17 石川県内	55	2	2	1	0	0	0	0	1	0	-		
石川県	23	1	1	1	0	0	0	0	0	0	-		
金沢市	32	1	1	0	0	0	0	0	1	0	-		
18 福井県	15	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0		
19 山梨県	16	10	5	0	0	0	3	0	2	5	0		
20 長野県内	171	36	27	19	0	1	4	0	3	9	0		
長野県	145	24	15	8	0	1	3	0	3	9	0		
長野市	26	12	12	11	0	0	1	0	0	0	-		
21 岐阜県内	75	8	7	5	0	0	0	0	2	1	0		
岐阜県	55	8	7	5	0	0	0	0	2	1	0		
岐阜市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
22 静岡県内	119	29	25	4	0	0	4	0	17	4	4		
静岡県	84	12	11	1	0	0	2	0	8	1	1		
静岡市	17	7	4	0	0	0	0	0	4	3	3		
	浜松市	18	10	10	3	0	0	2	0	5	0	-	

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数及び未届の有料老人ホーム数										指導件数	
	(うち)前払金を徴収している施設数											
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数											
	(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	(二)信託会社等との間ににおける、入居者を受益者とする信託契約	(ホ)一般財団法人又は一般社団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について、有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、(イ)から(二)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの ※(ヘ)に該当するものを除く	(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者基金	(ウ)前払金の保全措置を講じていない施設数					
23 愛知県内	281	35	31	16	2	0	8	0	5	4	2	
愛知県	140	12	9	2	2	0	3	0	2	3	2	
名古屋市	119	16	16	10	0	0	3	0	3	0	-	
豊田市	7	3	3	3	0	0	0	0	0	0	-	
豊橋市	2	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	
岡崎市	13	2	2	1	0	0	1	0	0	0	-	
24 三重県	119	1	1	0	0	0	0	0	1	0	-	
25 滋賀県内	13	7	3	0	0	0	0	0	3	4	3	
滋賀県	7	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	
大津市	6	5	2	0	0	0	0	0	2	3	3	
26 京都府内	37	18	17	4	0	0	0	0	13	1	1	
京都府	8	2	2	0	0	0	0	0	2	0	-	
京都市	29	16	15	4	0	0	0	0	11	1	1	
27 大阪府内	436	99	68	30	6	0	8	0	24	31	1	
大阪府	192	33	31	17	3	0	0	0	11	2	1	
大阪市	128	19	19	8	3	0	4	0	4	0	-	
堺市	51	8	7	4	0	0	1	0	2	1	0	
豊中市	23	3	3	0	0	0	0	0	3	0	-	
高槻市	5	5	3	0	0	0	3	0	0	2	0	
東大阪市	37	31	5	1	0	0	0	0	4	26	0	
28 兵庫県内	114	56	47	22	2	0	8	0	15	9	9	
兵庫県	27	11	9	3	0	0	2	0	4	2	2	
神戸市	41	24	23	11	0	0	3	0	9	1	1	
姫路市	10	8	5	3	0	0	2	0	0	3	3	
西宮市	25	10	7	4	0	0	1	0	2	3	3	
尼崎市	11	3	3	1	2	0	0	0	0	0	-	
29 奈良県内	38	17	8	1	0	0	3	0	4	9	7	
奈良県	20	4	3	1	0	0	1	0	1	1	1	
奈良市	18	13	5	0	0	0	2	0	3	8	6	
30 和歌山県内	101	8	3	0	0	0	0	1	2	5	5	
和歌山県	36	2	1	0	0	0	0	0	1	1	1	
和歌山市	65	6	2	0	0	0	0	1	0	1	4	
31 鳥取県	27	1	1	1	0	0	0	0	0	0	-	
32 島根県	44	7	3	2	0	0	0	0	1	4	1	
33 岡山県内	115	17	15	11	1	0	1	0	2	2	2	
岡山県	41	4	3	3	0	0	0	0	0	1	1	
岡山市	38	8	7	6	1	0	0	0	0	1	1	
倉敷市	36	5	5	2	0	0	1	0	2	0	-	
34 広島県内	60	6	5	3	0	0	1	0	1	1	1	
広島県	17	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	
広島市	23	2	2	2	0	0	0	0	0	0	-	
福山市	20	2	2	0	0	0	1	0	1	0	-	
35 山口県内	120	2	2	1	0	0	1	0	0	0	-	
山口県	86	2	2	1	0	0	1	0	0	0	-	
下関市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
36 徳島県	29	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
37 香川県内	61	1	1	0	0	0	0	0	1	0	-	
香川県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
高松市	30	1	1	0	0	0	0	0	1	0	-	
38 愛媛県内	97	3	2	2	0	0	0	0	0	1	0	
愛媛県	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
松山市	50	3	2	2	0	0	0	0	0	1	0	
39 高知県内	47	2	2	2	0	0	0	0	0	0	-	
高知県	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
高知市	22	2	2	0	0	0	0	0	0	0	-	
40 福岡県内	346	30	26	12	0	1	6	0	7	4	1	
福岡県	171	8	7	2	0	0	3	0	2	1	0	
北九州市	77	3	1	1	0	0	0	0	0	2	0	
福岡市	77	18	17	9	0	1	2	0	5	1	1	
久留米市	21	1	1	0	0	0	0	1	0	0	-	
41 佐賀県	83	2	2	2	0	0	0	0	0	0	-	
42 長崎県内	117	3	1	1	0	0	0	0	0	2	0	
長崎県	78	1	1	1	0	0	0	0	0	0	-	
長崎市	39	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
43 熊本県内	272	7	6	6	0	0	0	0	0	1	1	
熊本県	189	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	
熊本市	83	5	5	5	0	0	0	0	0	0	-	

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数及び未届の有料老人ホーム数											指導件数	
	(うち)前払金を徴収している施設数												
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数												
	(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	(二)信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	(ホ)一般財団法人又は一般社団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することで、(イ)から(二)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの※(ヘ)に該当するものを除く	(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者基金	(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数						
44 大分県内	192	23	1	0	1	0	0	0	0	22	11		
大分県	98	12	1	0	1	0	0	0	0	11	11		
大分市	94	11	0	0	0	0	0	0	0	11	0		
45 宮崎県内	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
宮崎県	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
宮崎市	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
46 鹿児島県内	181	13	13	10	0	0	1	0	2	0	0	-	
鹿児島県	116	4	4	2	0	0	1	0	1	0	0	-	
鹿児島市	65	9	9	8	0	0	0	0	1	0	0	-	
47 沖縄県	287	2	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1	
合計	6315	1237	1024	416	25	9	217	1	356	213	101		